

よくある質問集 (FAQ)

日本学生支援機構 (JASSO) 第二種奨学金の家計基準及び収入に関する調査票について

Q. 第二種奨学金の家計基準を超えていると思うのですが、この場合も応募は可能ですか。
また、応募できる場合、家計基準を超えていても収入に関する調査票等の提出は必要ですか。

第二種奨学金の家計基準を超えている場合でも応募可能です。詳細はトビタテ！留学 JAPAN の募集要項を確認してください。

また、第二種奨学金の家計基準を満たしているかについては、大学が確認する必要があるため、収入に関する調査票等は必ず提出してください。収入に関する調査票等が提出されない場合は、書類不備として申請対象外となります。

Q. 現在、日本学生支援機構の第一種・第二種奨学金を受給しているのですが、応募はできますか？
また、受給証明書の提出が必要ですか？

独立行政法人日本学生支援機構が実施する第一種、第二種奨学金と本制度の奨学金は併給が可能です。第一種、第二種奨学金の休止を希望する場合、担当部署にて手続きを行ってください。

また、受給証明書の提出は不要です。その他の奨学金を受給している方は、証明書の提出が必要です（申請区分が大学院生のみ）。財団によっては奨学金の併給が出来ない場合がありますので、各自で受給している奨学金団体へ確認を行ってください。

応募条件／応募書類について

Q. 受入許可書がないと応募はできませんか。

応募の時点では、受入許可書がなくても応募可能です。

募集要項では、受け入れ機関の確定よりも、留学計画の内容が留学の目的に沿っていることを重視しています。ただし、渡航前までには、必ず受入許可書の提出が必要になります。

留学計画について

<p>Q. 大学間の協定留学の派遣学生に採用されました。トビタテに応募することはできませんか？</p>
<p>応募は可能です。 ただし、協定留学先で授業を受けるだけでなく、「実践活動」の内容を充実させる必要があります。</p>
<p>Q. トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラムに提出する留学計画は、大学で実施しているプログラム（大学間・学部間協定プログラム等）等でなければいけませんか？</p>
<p>いいえ。大学間・学部間協定プログラム等大学で実施しているプログラムである必要はありません。 募集要項に記載のとおり、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、学生自らが定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援しています（実践活動とは、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニング等）。ただし、大学間・学部間協定留学でない場合の在籍の扱い（休学等）については、留学計画によって異なるため、所属学部・研究科の事務室担当者に確認してください。</p>
<p>Q. 大学間又は学部間協定留学（交換留学）をしたいと考えています。トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムの締め切りは大学間もしくは学部間協定留学（交換留学）の学内選考締め切り前ですが、申請しても問題ありませんか。</p>
<p>申請することに問題はありません。 この場合、大学間もしくは学部間協定留学（交換留学）に採用される前提で留学計画を作成してください。ただし、大学間もしくは学部間協定留学（交換留学）の選考基準／採用とトビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムの選考基準／採用は異なります。トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムに採用されても大学間もしくは学部間協定留学（交換留学）に採用されるとは限りません（その逆もまた然りです）。留学実現性を高めるためにも、大学間・学部間協定留学に合格できるよう、早めに準備を進めるようにしてください（語学条件等）。また、大学間・学部間協定留学（交換留学）は留学先大学で授業を履修することが前提です。インターンシップやボランティア等の斡旋は本学では実施しませんので、ご自身で査証（ビザ）の条件等を含め、よく調査した上で留学計画を立ててください。</p>
<p>Q. トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムに採用された場合の留学計画は、単位認定されますか？</p>
<p>トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムに採用されたものが自動的に単位認定されるわけではなく、留学計画によって単位認定の可否は異なります。 留学計画が大学間・学部間協定留学プログラムであるか、認定留学として認められるかどうか等により単位認定の可能性は異なりますので、所属学部・研究科事務室の担当者に確認してください。</p>
<p>Q. 大学の授業登録の関係上、支援対象となる「留学開始日」より早く渡航（出国）しなければなりません。トビタテの支給対象になりますか？</p>
<p>「留学開始日」として記載された期間に諸外国において留学が開始される（出国日ではなく、プログラム開始日が基準となります）計画であれば、応募可能です。また、全渡航期間をカバーするように大学指定の保険に加入する等、他の要件を満たす必要があります。 なお、日本で開催される事前研修に参加しないと留学を開始できないので、注意してください。</p>

Q. トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラムに採用された場合、留学先機関との調整は大学又は文科省が行ってくれますか。

いいえ。大学及び文科省は奨学金支給に係る部分を担います。
留学の実現（受入先機関との交渉、ビザの手配等）に関することは、応募者本人が進めてください。
大学間・学部間協定プログラムの場合の手続きは別途確認してください。

申請書類提出後の留学計画書記載事項の変更等について

Q. 書類審査を通過した場合、面接審査が行われる期日に海外研修が重複してしまいます。指定された面接の期日を変更してもらうことはできますか。

いいえ。面接の日程は、大学ではなく文科省が決定しており、変更はできません。
面接審査の日程は事前に公表されていますので、自身でスケジュールを調整してください。

Q. 提出した留学計画書に記載している留学先機関を変更したいと考えています。面接審査の際、このことを面接官に直接説明すべきでしょうか。

面接審査には、最新の留学計画で臨んでください。
ただし、提出済の留学計画書に記載した内容から変更が生じた場合、再審査が必要となりますので、採用後、速やかに計画変更申請書を提出してください。また、面接審査時に説明した内容であっても、計画変更申請の承認が保証されるものではなく、不承認となった場合は採用が取り消されることとなります。
なお、書類審査時の留学計画から留学先機関等を変更することは、留学計画の深化をアピールする一方、準備不足や留学計画の実現性に疑義を抱かれる要因ともなり得るため、安易な気持ちでの計画変更は行わないでください。

Q. 大学間・学部間の協定留学（交換留学）に応募予定です。もし、学内選考に合格しなかった場合、私費で留学をしようと考えていますが、その場合でも奨学金は受給できるでしょうか。

受給の可能性はありますが、採用後、留学計画書の再承認（計画変更申請書の提出）が必要です。
また、当初の計画と比較して大幅な変更となる場合、採用自体が取り消される場合もあります。承認された場合であっても、留学先都市の変更や授業料発生による本奨学金の増額はないことをご承知おきください。

その他条件等について

<p>Q. 他の奨学金と併願することは可能ですか。</p>
<p>併願（同時に応募）は可能ですが、選考結果後、いずれかを選択しなければならない場合もあります。 併給（同時に受給）については、他団体等から留学のための奨学金やインターンシップによる賃金を受ける際には、<u>その平均月額が本制度による奨学金の支給月額を超えないことが条件</u>となります。ただし、他団体等の奨学金条件が併願・併給を認めない場合がありますので、他団体等の奨学金条件も確認してください。</p>
<p>Q. 2024年3月に明治大学を卒業予定ですが、応募することは可能ですか？</p>
<p>原則として、応募できません。 トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム奨学金受給のためには日本の大学等に在籍している必要があります。休学は可能ですが、留学終了後に復学し、卒業又は学位を取得する必要があります。留学前・留学中に明治大学を卒業することは、採用の取り消しにつながり、採用後の場合は支給された奨学金の返納が求められます。 なお、大学院進学の場合はこの限りではありませんので、国際連携事務室に相談してください。</p>
<p>Q. 2024年3月に明治大学を卒業し、2024年4月から明治大学大学院へ進学を考えています。この場合、提出書類は学部生用、大学院生用のどちらを用いればよいですか？</p>
<p>大学院生用の申請書式を使用し、必要書類を提出して下さい。 また、応募者基本情報については、現所属の学部、年、学生番号等を記入してください。</p>
<p>Q. 出発までの間に、他大学への転入学又は他大学大学院への入学を考えていますが、応募は可能ですか？</p>
<p>応募は可能です。ただし、全ての大学で「トビタテ！留学 JAPAN プログラム」を実施しているわけではないため、入学先の大学でも本プログラムを取り扱っているかを自身で確認した上で、国際連携事務室に相談してください。</p>
<p>Q. 海外でインターンシップをしたいと考えていますが、査証（ビザ）は必要ですか。</p>
<p>渡航国によって異なるため、必ず受入先機関に確認してください。 留学に必要な査証を確実に取得し得ることが派遣学生の要件となっています。事前に取得可能かどうか、受入先機関や大使館等にて、査証（ビザ）取得に必要な要件を確認の上、申請してください。なお、大学では、査証（ビザ）取得のサポートはいたしません。</p>

海外旅行保険について

Q. 海外旅行保険について、大学指定の保険ではなく、自分で探して契約をしてもよいでしょうか？

いいえ。大学指定の海外旅行保険に必ず加入してください。

学内申請時に提出する、「トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム誓約書」に記載があるとおり、大学指定の海外旅行保険への加入は必須です。これは、留学先で災害やテロなどのトラブルがあった際、大学が迅速な危機管理及び支援を実施するために定めるものです。なお、大学指定の海外旅行保険に加入した上で、更に自身で別の保険に加入することは差し支えありません。

Q. 大学指定の海外旅行保険に加入すれば、現地で別途、保険に加入しなくても大丈夫でしょうか？

いいえ。留学先でも、保険加入が必要な場合があります。

受入先機関によっては、現地で指定された保険に加入する義務や特定の条件をカバーする保険に加入する必要があります。また、受入先機関から、日本で加入した海外旅行保険の内容を提示するよう求められるケースがあるため、必ず保険加入の控えを留学先に持参してください。追加で保険の加入を求められた場合は、受入先機関の指示に従ってください。

※日本で加入した大学指定の保険に、留学先から追加オプションや加入期間を変更することは可能です。これらの場合は、各キャンパスのキャンパスサポートにお問い合わせください。

以上